

# 介護老人保健施設 短期入所療養介護利用約款 介護予防短期入所療養介護利用約款

(令和6年4月1日より施行)

ケアステーション所沢

## [約款の目的]

第1条 介護老人保健施設ケアステーション所沢（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した、介護保険施設サービスを提供し、一方、利用者又は利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

## [適用期間]

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

## [身元引受人]

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額90万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用

者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

#### [利用者からの解約]

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意志表明をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

#### [当施設からの解約]

第5条 当施設は、利用者および身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合（その時点において、予約は全てキャンセルとさせていただきます。但し、キャンセル後も利用した分の支払いは継続していただきます。）
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合  
利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合

#### [利用料金]

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、【別紙2】の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日頃に発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに銀行振込により支払うこととします。又、自動引落の場合は28日に引落されます。なお、支払の方法は別途話し合いの上、上記のどちらかの方法によります。
  - 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払を受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収証を発行し、所定の方法により交付します。

#### [記録]

- 第7条 当施設は、利用者の介護保険サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
  - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
  - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

[身体の拘束等]

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

[秘密の保持及び個人情報の保護]

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

3 別紙3の個人情報の利用目的についても、本約款の同意書をもって同意を得たものとします。

[緊急時の対応]

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の判断により受診の必要を認めた場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関に診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者の状態が当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難になった時又は、施設医師が専門的な医学的対応を必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中の利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が予め指定する者に対し、緊急連絡します。

[事故発生時の対応]

- 第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

[要望又は苦情等の対応]

- 第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、施設長や担当支援相談員、各フロアリーダーに申し出ることができます。又は備付けの用紙「施設長へのメッセージ」にて正面玄関に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

[賠償責任]

- 第13条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、速やかに対処し損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

[利用約款に定めのない事項]

- 第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします

## 重要事項説明書

### 介護老人保健施設 ケアステーション所沢 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護

(令和7年5月1日より施行)

#### 1. 施設の概要

##### (1) 施設の名称等

- ・ 施設名 社会福祉法人 桑の実会  
介護老人保健施設 ケアステーション所沢
- ・ 開設年月日 平成7年7月1日
- ・ 所在地 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6-2823-13
- ・ 電話番号 04-2921-1165
- ・ FAX番号 04-2921-1166
- ・ 介護保険指定番号 1152580025号

##### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることが出来るように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

#### [介護老人保健施設ケアステーション所沢の運営方針]

要介護者に対し、在宅生活支援施設として、他職種からなるチームケア（医療・看護・介護・リハビリテーション・栄養管理等）を行い、『生活機能の維持向上』を目指したバランスの取れたサービスの提供に努めます。また、御家族・地域の人々・他のサービス機関と連携して、個別的・総合的な生活支援サービスに努めます。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1		施設の管理、運営、保守、点検
医師	1		診療、健康管理
看護職員	3	1	看護、介護
介護職員	26	9	介護
介護支援専門員	2		介護サービスに関すること
支援相談員	3	1	支援相談
理学療法士	1		リハビリテーションに関すること
作業療法士	1		リハビリテーションに関すること
言語聴覚士			リハビリテーションに関すること
リハビリ助手		1	リハビリテーションに関すること
ボランティアコーディネーター		1	レクリエーション
管理栄養士	1		食事に関すること
事務職員	2	1	事務手続き等
ハウスキーパー		3	設備内清掃、洗濯等
ドライバー		3	送迎、車両整備

(4) 入所定員等

- ・ 定員 90名
- ・ 療養室 個室 6室                      4人室 21室

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）の作成
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
  - 朝食 7時30分～ 8時30分
  - 昼食 12時00分～13時00分
  - 夕食 18時00分～19時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーションマネジメント（機能訓練、評価、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス

- ⑧ 栄養管理等の栄養状態の管理
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ 送迎サービス（範囲：所沢市、入間市、狭山市内で当施設から車で片道20分以内）
- ⑪ その他

※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、下記をご参照下さい。

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### <協力医療機関>

名称	住所	電話
・並木病院	所沢市東狭山ヶ丘5-2753	04-2928-1000
・所沢中央病院	所沢市北秋津753-2	04-2994-1265
・原田病院	入間市豊岡1-13-3	04-2926-1251
・圏央所沢病院	所沢市東狭山ヶ丘4-2692-1	04-2920-0500

#### <協力歯科医療機関>

・リンク歯科クリニック	狭山市新狭山3-9-3-1F	04-2941-5883
・山口歯科クリニック	所沢市東狭山ヶ丘1-705-19	04-2925-7321

※緊急時の連絡先・・・緊急の場合には、「同意書」の連絡先に連絡します。

### 4. 施設利用に当たっての留意事項

\* 施設利用中の食事は、特段の事情が無い限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・ 面会 午前8時30分～午後8時30分
- ・ 飲酒 喫煙 全館、禁酒・禁煙となっております。
- ・ 火気の取扱い 室内での使用は禁止となっております。
- ・ 所持品 備品等の持ち込み  
高価な物や同室者に迷惑となる物をご遠慮下さい。
- ・ 金銭 貴重品、鍵の管理  
紛失や破損時は、当施設では責任を負いかねますので自己管理できる範囲内をお願いします。施設でのお預かりは行いません。

- ・ 受診について

当施設の管理医師が当施設では適切な処遇が出来ないと判断した場合、受診をしていただくこととなります。

原則、身元引受人等ご家族様に受診の付き添いをして頂きます。ただし緊急を要する場合はこの限りではありません。

入所期間中は医療保険が適用されない診察や処置がありますが、当施設の管理医師が必要と判断したものであれば、医療保険適用外の自己負担分を当施設にて補填させて頂きます。

当施設の管理医師の許可なく受診をした場合も同様に医療保険の適用されない診察や処置があり、その費用は十割負担となります。この場合の受診費用は利用者又は身元引受人に負担して頂きます。やむをえず、病院や薬局等で医療保険を使用する場合は必ず当施設までご連絡下さい。

- ・ ペットの持ち込み

1階ロビーまで許可しております。ただし他の方に迷惑のかかる恐れのある場合は、当施設の判断にてお断りさせて頂く場合がございます。フロアへの持ち込みは禁止となっております。

## 5. 非常災害対策

- ① 防災設備      スプリンクラー、消火器、消火栓
- ② 防災訓練      年2回

## 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

他の利用者又は身元引受人等のプライバシーの侵害となる行為を禁止します。

## 7. 利用者及び身元引受人等の権利

- ・ 基本的人権が保護される権利があります。
- ・ プライバシーを侵害されない権利があります。
- ・ いかなる差別、虐待も受けない権利があります。
- ・ 利用者等には当施設で行われている看護・介護を知る権利があります。
- ・ 利用者等には当施設に対して要望や苦情を訴える権利があります

## 8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい

要望や苦情などは施設長や担当支援相談員、各フロアリーダーにお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、ケアステーション所沢玄関に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。

- ・ ケアステーション所沢 電話番号：04-2921-1165  
苦情受付担当者： 野坂 裕香  
苦情解決責任者： 園部 麻美
- ・ 所沢市介護保険課 電話番号：04-2998-9420
- ・ 入間市介護保険課 電話番号：04-2964-1341
- ・ 狭山市高齢介護課 電話番号：04-2953-1551
- ・ 埼玉県国民健康保険団体連合会 電話番号：048-824-2568
- ・ 小川 京子（第3者委員） 電話番号：090-2237-2946
- ・ 高橋 廣成（第3者委員） 電話番号：090-3068-4002

## 9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご希望される方はお申し出下さい。

【別紙2】

**重要事項説明書**  
**ケアステーション所沢**  
**(介護予防) 短期入所療養介護について**

(令和7年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の居宅での生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人若しくはご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金（非課税）

短期入所療養介護費（介護予防短期入所療養介護費）

介護保険制度では、要介護・要支援認定による要支援又は要介護の程度、居室の種類（多床室、従来型個室）によって利用料が異なります。

（1単位＝10円27銭）

※①～④の自己負担額表記は1割負担の金額となっております。2割負担の方の場合はおよそ2倍、3割負担の方はおよそ3倍の自己負担額となります。

① 施設利用料（実際の請求は端数処理のため10円未満の誤差が出ることがあります。）

	多床室（基本型）		従来型個室（基本型）	
	単位数	自己負担額	単位数	自己負担額
要支援1	613単位	630円	579単位	595円
要支援2	774単位	795円	726単位	746円
要介護1	830単位	853円	753単位	774円
要介護2	880単位	904円	801単位	823円
要介護3	944単位	970円	864単位	888円
要介護4	997単位	1,024円	918単位	943円
要介護5	1,052単位	1,081円	971単位	998円
3～4時間	664単位	682円	} 介護度、従来型個室、多床室に関わりなく、1日の利用時間により算定	
4～6時間	927単位	952円		
6～8時間	1,296単位	1,331円		

② 体制加算（ご利用される方すべてに加算されます）

	単位数	自己負担額	最大 30日間	備 考
夜勤職員配置加算	24単位	25円	750円	夜間職員を規定以上配置している場合に加算 ※時間単位での利用時は算定しない
サービス提供体制強化加算(I)	22単位	23円	678円	介護職員の総数に占める介護福祉士が80%以上配置されているもしくは利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める10年以上、介護職員の総数に占める介護福祉士が35%以上を配置されている場合に加算
サービス提供体制強化加算(II)	18単位	19円	555円	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合に加算
サービス提供体制強化加算(III)	6単位	7円	185円	介護職員の総数に占める介護福祉士が50%以上配置されている、もしくは看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合が75%以上、もしくは利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める7年以上が30%以上を配置されている場合に加算
介護職員処遇改善加算 令和6年5月31日まで				
介護職員処遇改善加算 I	総利用単位数×3.9% ×10.27円の1割		厚生労働省の定める基準に基づき介護職員に対する処遇改善算定要件（I）をすべて行っている場合に加算	
介護職員処遇改善加算 II	総利用単位数×2.9% ×10.27円の1割		厚生労働省の定める基準に基づき介護職員に対する処遇改善算定要件（II）をすべて行っている場合に加算	
介護職員処遇改善加算 III	総利用単位数×1.6% ×10.27円の1割		厚生労働省の定める基準に基づき介護職員に対する処遇改善算定要件（III）をすべて行っている場合に加算	
介護職員等特定処遇改善加算 I	総利用単位数×2.1% ×10.27円の1割		サービス提供体制強化加算（I）又は（II）を算定し、処遇改善加算（I）（II）（III）のいずれかを算定。厚生労働省の定める基準に基づき、特定処遇改善加算算定要件を満たしている場合に加算	
介護職員等特定処遇改善加算 II	総利用単位数×1.7% ×10.27円の1割		処遇改善加算（I）（II）（III）のいずれかを算定。厚生労働省の定める基準に基づき、特定処遇改善加算算定要件を満たしている場合に加算	
介護職員等ベースアップ等支援加算	総利用単位数×0.8% ×10.27円の1割		処遇改善加算（I）（II）（III）のいずれかを算定。厚生労働省の定める基準に基づき、介護職員等ベースアップ等支援加算の要件を満たしている場合に加算	

介護職員等処遇改善加算 令和6年6月1日より				
介護職員等処遇改善加算(I)	総利用単位数×7.5%×10.27円の1割			
介護職員等処遇改善加算(II)	総利用単位数×7.1%×10.27円の1割			
介護職員等処遇改善加算(III)	総利用単位数×5.4%×10.27円の1割			
介護職員等処遇改善加算(IV)	総利用単位数×.4%×10.27円の1割			
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	51単位	53円	1,572円	在宅復帰・在宅療養支援等指標40以上
生産性向上推進体制加算(I)	100単位	—	103円	(II)の要件を満たし、成果が確認されていること。テクノロジーを複数導入している場合に加算
生産性向上推進体制加算(II)	10単位	—	11円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減方策を検討するための委員会開催、生産性向上ガイドラインに基づく継続的な改善活動を行い、テクノロジーを1つ以上導入、データ提出を行う場合に加算

※ 加算型要件

○在宅復帰・在宅療養支援等指標40以上

- ・ベッド回転率5%以上=10
- ・入所前後訪問指導割合35%以上=10
- ・退所前後訪問指導割合35%以上=10
- ・居宅サービス実施数3サービス=5
- ・リハ専門職の配置割合3以上=2
- ・支援相談員の配置割合3以上(社会福祉士の配置あり)=5
- ・要介護4又は5の割合35%以上=3

○退所時指導等

入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行うこと。入所者の退所後30日以内に、その居宅を訪問し、又は指定居宅介護事業所から情報提供を受けることにより、在宅における生活が1月以上(要介護4・5については2週間以上)継続する見込みであることを確認し、記録していること。

○リハビリテーションマネジメント

入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立度を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。

○地域貢献活動

地域に貢献する活動を行っていること。

③ その他の加算（対象者はご利用いただいた日数分加算されます）

	単位数	自己負担額	最大 30日間	備 考
療 養 食 加 算	8 単 位 ／1 食	9 円 ／1 食	7 4 0 円 ／3 食×30 日	医師の発行する食事箋に基づき食事が提供される場合に加算（腎食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、高脂血症、痛風食及び特別な場合の検査食）
若年性認知症利用者受入加算	1 2 0 単位	1 2 4 円	3, 7 2 0 円	若年性認知症の方に対して加算 ※時間単位での利用時には1日につき60単位を算定
重度療養管理加算 (予防においては算定しない)	1 2 0 単位	1 2 4 円	3, 7 2 0 円	介護度4～5の方に対して、喀痰吸引、人工呼吸器、中心静脈注射、人工腎臓、常時モニターを必要とする心機能障害・呼吸障害、膀胱・直腸の障害によるストーマ、経鼻胃管、胃ろう、処置を要する褥瘡、気管切開等の方に通所リハビリテーションをおこなった場合に加算

④ その他の加算（サービスを実施した場合、または日数限定で下記の単位が加算されます）

	単位数	自己負担額	備 考
個別リハビリテーション実施加算	2 4 0 単位	2 4 7 円	医師、看護師、理学療法士、作業療法士等が、共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、その計画に基づき、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合に加算
送 迎 加 算	1 8 4 単位	1 8 9 円	入退所時の送迎を施設にて行った場合に加算
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2 0 0 単位	2 0 6 円	認知症の行動・心理症状があり、緊急に短期入所療養介護が必要であると医師が認め、医師が判断した当該日又はその次の日に受け入れした場合に加算（月7日間を限度）
緊急短期入所受入加算 (予防においては算定しない)	9 0 単位	9 3 円	居宅サービス計画にない、短期入所サービスを緊急で利用した場合に加算 ※7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度
総合医学管理加算	2 7 5 単位	2 8 3 円	治療管理を目的とし、居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない指定短期入所介護を行った場合に加算（※10日を限度）
緊急時治療管理	5 1 8 単位	5 3 2 円	緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った時に加算（※月3日間を限度）
口腔連携強化加算	5 0 単位	5 2 円	歯科専門職の連携の下、口腔の健康状態の評価を実施した場合、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、結果を情報提供した場合に加算(※月1回)

(2) その他の料金

	1日あたり	備 考
食 費	2,150円	朝食・610円・昼食820円・夕食720円
居住費(多床室)	500円	光熱水費相当(外泊時も費用がかかります)
居住費(個室)	1,668円	光熱水費相当(外泊時も費用がかかります) 令和6年7月31日まで
居住費(個室)	1,728円	光熱水費相当(外泊時も費用がかかります) 令和6年8月1日より
特別な室料	2500円+税	従来型個室(外泊時も費用がかかります)
教養娯楽費	250円	レクリエーション費用、ビデオソフト、文庫等
電気使用料	50円	テレビ、電気毛布等小型の電気製品を施設に持ち込まれる場合
文書発行料	3000円～ 5000円	身体障害・精神障害等の手帳発行の診断書・死亡診断書等

- ・ 居住費・食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費・食費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費・食費の上限となります。
- ・ 上記「食費」、「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、担当支援相談員にご相談下さい。
- ・ 教養娯楽費は施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

(3) 支払方法

- ① お支払方法は、当施設指定の銀行振込又は、金融機関口座自動引落としの2方法があります。利用契約時にお選び下さい。
- ② 毎月15日前後に、前月分の請求書を発行しますのでその月の25日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収証を発行いたします。
- ③ 銀行振込の際、手数料はご家族様負担となります。なお、振込用紙の受取書が領収証に変わりますのでご了承下さい。
- ④ 口座引落としの場合、(毎月28日頃)手続きに1ヶ月ほどかかります。それまではお振込となりますので、ご了承下さい。また、銀行合併などにより、支店番号が変更された場合は必ずお知らせ下さい。お知らせが無い時は口座振替が出来ない場合がございます。

【別紙3】

## 個人情報利用目的 ケアステーション所沢

(令和3年4月1日現在)

介護老人保健施設ケアステーション所沢では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### ● 介護・医療提供

- ▶当施設での介護・医療サービスの提供
- ▶他の介護（保険）施設、病院、診療所、薬局、介護保険サービス事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ▶他の介護（保険）施設、医療機関等からの照会への回答
- ▶利用者さんの診療のため、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ▶検体検査業務の委託その他の業務委託
- ▶家族等への心身の状況説明
- ▶その他、利用者さんの介護・医療提供に関する利用

### ● 介護保険費用請求のための事務

- ▶当施設での介護・医療・労災保険、公費負担に関する事務およびその委託
- ▶審査支払機関へのレセプトの提出
- ▶公費負担に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ▶その他、介護・医療・労災保険、および公費負担に関する介護保険請求のための利用
- ▶損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ▶情報システム運用・保守業務の委託あるいはASPサービスの利用

### ● 当施設の管理運営業務

- ▶会計・経理
- ▶介護・医療事故等の報告
- ▶利用者さんの介護・医療サービスの向上
- ▶利用者さんの氏名等の施設内における掲示
- ▶入退所等の居室管理
- ▶その他、当施設の管理運営業務に関する利用

### ● その他

- ▶企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
- ▶介護・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ▶当施設内において行われる介護・医療実習への協力
- ▶介護の質の向上を目的とした当施設内外の学会等での研究発表
- ▶外部監査機関への情報提供

### ● 介護関係事業者の義務

- ▶サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ▶居宅介護支援事業所との連携
- ▶利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ▶利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ▶生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

**介護老人保健施設  
短期入所療養介護利用同意書  
介護予防短期入所療養介護利用同意書**

介護老人保健施設ケアステーション所沢を入所するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護利用約款、介護予防短期入所療養介護利用約款及び【別紙1】【別紙2】及び【別紙3】を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設ケアステーション所沢 施設長 殿

[本約款第6条の請求書・明細書及び領収証の送付先]

・氏 名	(続柄 )
・住 所	〒 —
・電話番号 ・携帯電話 ・F A X	

[本約款第10条3項の緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先]

・氏 名	(続柄 )
・住 所	〒 —
・電話番号 ・携帯電話 ・F A X	

※ 緊急時及び事故発生時の連絡先は必ずつながるようにして下さい